

農業経営構造対策事業補助金(国庫補助金)返還請求事件に係る判決確定について(報告)

【裁判に至るまでの経緯】

平成16年度に旧都祁村において交付された農業経営構造対策事業補助金(針テラス「観光いちご園」事業)について、平成24年11月1日、事業実施主体である(有)都祁アグリファーム(認定農業者等で組織する法人)が「針テラス」を運営する企業(株)三興に合併し解散しました。

このことにより事業補助対象実施主体としての要件を欠いたため、奈良市として、補助金等変更交付決定及び一部補助金の返還命令を平成27年10月21日に行ったところ、(株)三興から異議の申立がされました。奈良市としては、内容が異議申立の事由にあたらなことから、同年12月15日付けで異議申立の却下決定を通知しました。

【裁判の経過】

裁判① 異議申立取消請求事件

異議申立の却下決定に対する「異議申立取消請求」の訴えが、平成28年6月29日に(株)三興から提起されましたが、同年8月31日にその「異議申立取消請求」を(株)三興が取り下げました。

裁判② 補助金等変更交付決定無効確認請求事件

補助金の返還について(株)三興側と交渉いたしました。平成29年1月23日、再び(株)三興から「補助金等変更交付決定無効確認請求」の訴えが提起されました。

この事件については、平成29年8月31日原告である(株)三興の訴えを却下する判決が言い渡され、同年9月15日に判決が確定しました。

裁判③ 債務不存在確認請求事件

平成29年7月24日付(同年8月14日受理)で、新たに(株)三興から「債務不存在確認請求」の訴えが提起されましたが、奈良市は、平成29年12月議会(平成29年12月14日議決)を経て、平成30年1月16日付けで、補助金23,441,102円の返還及びこれに対する支払い済みに至るまでの年5分の割合による金員支払い等を求める「不当利得返還請求」を反訴提起しました。

この事件については、平成30年10月16日、原告である奈良市の訴えを認める判決が言渡されました。

(判決主文)

1. 反訴被告(株)三興は、反訴原告(奈良市)に対し、金2344万1102円及びこれに対する平成28年1月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
2. 訴訟費用は反訴被告の負担とする。

しかし、平成30年10月31日付で相手方(株)三興から控訴が出されましたが、平成30年11月5日付けで取下書が提出され、本来の控訴期間を経過した、平成30年11月2日に上記判決が確定しました。